

徳島県環境基本計画策定の基本的な考え方について

現計画の課題等を踏まえ、新たに策定する計画の検討・策定にあたっては、

1. 徳島県環境基本条例に即した役割を持たせる
2. 環境情勢の変化に的確に対応する
3. 効果的な推進手法を検討する
4. 県の長期計画など主要計画等との整合を図る

こととする。

1 徳島県環境基本条例に即した役割

環境基本条例第10条に規定された「環境基本計画」として位置づけることとし、策定にあたっては、条例第3条に掲げられた基本理念、同第9条に示された施策の策定等に係る基本指針を踏まえ、条例に掲げられた県が講ずるべき環境の保全及び創造のための施策等と十分に整合を図る。

【環境基本条例】

- ・ 環境政策を推進する上での基本的な考え方（基本理念）を示す。
- ・ 県が講ずるべき施策等の実施に向けた基本的な指針及び内容を示す。

【環境基本計画】

- ・ 条例に基づき県が講ずるべき施策の内容や目標、推進方法等を示す。

2 環境情勢の変化への的確な対応

国の第四次環境基本計画において示された、環境政策の課題、主要な環境保全施策の内容等に留意するとともに、今後のエネルギー政策の動向を見極めるなど、本県の環境基本計画において新たに又は一層の対応を図るべき課題に適切に対応する。

【現計画策定後に制定・施行された国の環境法令・計画等】

- ・ 生物多様性基本法
- ・ 第四次環境基本計画
- ・ 革新的エネルギー・環境戦略 等

【各環境分野における課題】

- ・低炭素
- ・循環型
- ・自然共生

【環境情勢の変化】

- ・地球温暖化対策の変化・・・「我慢の省エネ」から「攻めの省エネ」へ
- ・自然エネルギーの導入促進・・・国のエネルギー政策の反映
- ・大規模災害時における環境面の対応・・・がれき処理対策、原発事故対策
- ・生物多様性に係る新たな課題・・・外来種対策や野生鳥獣被害対策
- ・環境資源としての水の有効利用・・・水資源の保全対策

等

なお、近年の環境情勢の変化のスピードに的確に対応していくためには、現計画で「概ね10年間」としている計画期間を見直す必要があると考えられる。

3 効果的な推進手法の検討

計画の策定にあたっては、計画の実効性の確保や効果的な推進を図るため次に掲げるような手法について検討する。

- ・評価指標（数量的目標）の検討
- ・推進・点検体制の見直し

等

4 県の主要計画等との整合

計画の策定及び推進にあたっては、県の長期的な計画や、各環境分野における個別計画等との整合に十分に留意するものとする。

- ・いけるよ！徳島・行動計画(H23.7)
- ・徳島県地球温暖化対策推進計画(H23.8)
- ・自然エネルギー立県とくしま推進戦略(H24.3)
- ・第三期徳島県廃棄物処理計画(H23.3)
- ・徳島県生物多様性地域戦略（仮称・策定中）
- ・瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画(H20.5)